

静岡県告示第69号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則第3条第2項及び麻薬及び向精神薬取締法施行細則第4条第2項の規定による入院に要する費用の徴収基準(平成7年静岡県告示第525号)の一部を次のように改正する。

令和元年6月11日

静岡県知事 川勝平太

本則の表中「所得税額」を「市町村民税所得割の額」に、「147万円」を「56万4千円」に改める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和元年6月1日から適用する。ただし、令和元年6月1日に現に入院している者であって、直近の認定において費用徴収の対象とならない者が本告示の改正後の認定基準に基づき認定を行った結果、新たに費用徴収されることとなる者又は自己負担することとなる者については、現に入院中の者が退院するまでの間、改正前の認定基準に基づき認定を行う。